

**福祉サービス利用援助事業
(日常生活自立支援事業)のご案内**

認知症や知的障がい、精神障がいなどのある方で、福祉サービスの利用手続きや、日々のお金の管理を一人で行うことに不安のある方に対してお手伝いします。この事業の契約内容を理解できる方が対象となります。利用には京都府社会福祉協議会による審査があります。

1. サービス内容

- (1) 福祉サービス利用のお手伝いをします。
- (2) 日常的なお金の管理などのお手伝いをします。
- (3) 通帳や印鑑、重要な書類などをお預かりします。

2. 利用料金

支援内容	料金
福祉サービスの利用援助	
日常的な金銭管理	1時間当たり1,000円
郵便物の管理	1時間を超える場合は30分ごとに500円ずつ加算
通帳・印鑑の預かり	1か月250円

※サービス提供に必要な移動費実費は別途負担していただきます。
※生活保護受給者の方は無料でご利用いただけます。

成年後見制度の利用に関する相談機関のご案内

- **精華町役場 社会福祉課** TEL 0774-95-1904
※町長申立て手続きに関すること
- **京都弁護士会** TEL 075-231-2378
※成年後見制度に関する法律相談、申立て手続きの代理など
- **京都司法書士会(リーガルサポート京都支部)** TEL 075-255-2578
※申立て手続きに関する相談、後見人候補者の紹介など
- **京都社会福祉士会(ぱあとなあ京都)** TEL 075-803-1574
※成年後見制度、任意後見制度に関する相談及び後見人候補者の紹介など
- **京都家庭裁判所後見センター** TEL 075-722-7211 (代表)
※法定後見制度の申立て、申立て書類の配布など

精華町権利擁護・成年後見センター

〒619-0243

京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22-1 精華町地域福祉センターかしのき苑内

電話：0774-94-4573 FAX：0774-93-2278

Eメール：chiikifukushi@seikashakyo.or.jp

精華町権利擁護・成年後見センター

高齢者や障害のある方が、住みなれたまちで自分らしく安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

親が認知症で心配

認知症で入退院の手続きや、施設入所の契約ができない。お金も銀行で引き出せない。

障がいのある子どもが心配

自分たちが子どもの世話をできなくなった時に、子どもはどうなるんだろう。

近所の一人暮らしの方が心配

ご近所の高齢者の家に見知らぬ人が出入りしている。悪徳商法にだまされていないだろうか。

自分の今後が心配

子どもがいないので、いざという時に自分たちで財産管理ができなくなった時はどうしよう。

このような時は、お気軽にご相談ください



精華町権利擁護・成年後見センター

電話番号 0774-94-4573

(平日の午前8時30分～午後5時15分)

運営：社会福祉法人精華町社会福祉協議会

精華町権利擁護・成年後見センターは このような業務を行っています

精華町権利擁護・成年後見センターは、成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を利用する方が安心して制度利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中核となる機関であり、以下の取り組みを行っています。また、適切な運営、公正中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、精華町権利擁護・成年後見センター運営委員会を設置しています。

1. 成年後見制度に関する相談・支援

成年後見制度の申立て手続きや提出書類の作成方法など成年後見制度の利用に関するご相談

一般相談（無料）

電話や来所による相談に職員がお応えいたします。また、法律などの専門知識が必要な相談は専門相談におつなぎします。

※来所相談は事前連絡をお願いします。

《受付時間》

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

(12/29～1/3) 休み

その他の相談（無料）

●弁護士による無料法律相談

・毎月第2水曜日午後1時30分～午後4時

●社協ふくし&相続相談

・毎月第2火曜日午後1時～午後4時

・毎月第4金曜日午後1時～午後4時

※どちらの相談も事前の電話予約が必要です。

※相談日が祝日の場合は休みです。

2. 申立て支援

成年後見制度の利用が必要な方に対し、円滑に活用できるよう申立に必要な書類入手や内容の説明や受任調整を行い、また、センターで相談を受け、町長申立の必要な方について、町長申立の調査官調査の立会や協力を行います。

3. 市民後見人の育成

成年後見制度の利用が増える中で、後見業務の新たな担い手として、親族や専門職以外の一般住民の方々を「市民後見人」として育成し、後見業務の受任や活動の支援を行います。

●市民後見人のフォローアップ

市民後見人への研修や受任後の活動支援を行います。

4. 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を学びたいという住民や、高齢者や障がいのある方の福祉に携わる方に向けて、成年後見制度に関するセミナーや講演会を開催することにより、成年後見制度への正しい理解と普及、利用の促進を図ります。

また、ホームページなどにより必要な情報を発信します。

成年後見制度とは・・・

認知症や知的障がい精神障がい等で、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を生じることがないように、ご本人を保護し支援する人を設ける制度です。この支援をしてくれる人を「後見人」と呼びます。

●成年後見制度の種類 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

【法定後見制度】

ご本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から、ご本人の状態にあった支援を決定します。

後見

常に判断能力を欠いている方（重度の認知症などで普段の買い物なども難しい人）

保佐

判断能力が著しく不十分な方（重要な財産の管理などが難しい人）

補助

判断能力が不十分な方（軽度の認知症など重要な財産管理などを一人で行うのが不安な人）

【任意後見制度】

将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめご本人が支援してくれる人（任意後見人）や、支援してもらう内容を契約により定めておく制度です。ご本人の判断能力が低下したとき、本人や親族などの申し立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。

●後見人はどんなことをするの？

大きく分けて次の2つです。

ご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら…

【財産管理】金銭や不動産などの財産の管理

【身上監護】本人の生活・医療・介護などの契約や手続き

※食事の世話や実際の介護などを行うのではなく、本人の身の回りの「手配」をすることです。

●後見人はだれがなるの？

家庭裁判所がご本人にとって誰が最善かを考え後見人を選任します。

後見人に選ばれるのは、ご本人の親・きょうだいなどの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人や市民後見人などです。

法定後見制度の 手続きの流れ

申立て準備

後見等開始
の申立

調査・審問

審判（後見
人選任）

後見開始

家庭裁判所

※申立てから審判が確定するまでの期間は、多くの場合4か月以内です。

※申立ては、ご本人がお住いの地域を管轄する家庭裁判所に対して行います。

※申立ての用紙は家庭裁判所で配布しています。詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。